# 郷公

## ヘイトスピーチ規制への賛否は どう決まるのか

[ヘイトスピーチ] を 学術的に検証するために

Begin here

ヘイトスピーチとは、特定のマイ ノリティグループ、すなわち人種、 民族、宗教、政治的信条、性的指向、 社会的身分などによって、他の人々 と区別される少数派集団に向けられ る、差別や暴力を煽ったり、尊厳を 貶めたりする侮蔑的な表現を指す。

表現の自由の原則を侵害するのでは ないか、という懸念が根強くある。 前記対策法は「理念法」に過 ぎず、禁止規定や罰則がないため、 **公的規制として不十分である、との** 批判も聞かれる。実際には、現行法 が施行されて以降、各自治体はそれ を拠り所にして路上や公園でのへイ トデモに強い姿勢で対峙しているよ うにも見受けられるが、ネット上で のヘイトスピーチは収束する気配が なく、いまだに拡散し続けている。 **法律は制定されたものの、日本は新** 

しい国民的な規範を形成していく途上にある、というべ きであろう。

私たち研究者グループは、このタイミングをとらえ、 日本人が差別や言葉の暴力をどのように規制すべきであ る(規制すべきでない)と考えているのか、またその理 由は何か、をより深く理解するための学術プロジェクト を進めている。具体的には、日本学術振興会から科学研 究費の助成を受け、「サーベィ実験」という手法を用い イトスピーチについての人々の態度決定のメカニ

早稲田大学教授

### 河河

同志社大学教授

### 塞王鑫

Please translate the portion of the article indicated

2019 issue of 中央公論 and is used in this contest with the permission of the authors and the consent

of the publisher

The text for this contest appeared in the April

complete, accurate, and as natural as possible. It is

by the red lines. The translation should be

not necessary to duplicate the exact formatting of he Japanese text. However, please identify each paragraph structure that is used in the Japanese text.

neading clearly, and please maintain the same

日本は、かつて国際社会からへイ トスピーチに対する取り組みが十分 でないとの批判にさらされていたが、 110一大年、いわゆる「ヘイトスピ 一子対策法Ⅰ(正式名称:本邦外出身 者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律)を制

ヘイトスピーチを政府が規制する ことに対しては、憲法で定められた

ようとする方法である。

ヘイトスピーチをめぐる議論や意 見交換は、そのテーマや内容ゆえに、 ともすると感情や感傷に流され、煽 動的なレトリックをともなり危険が ある。そうであるからこそ、あくま で価値中立的な観点から学術的検証 を貫くことが重要であると肝に銘じ、

本隔では収集したデータとその解釈を客観的に開錬して いきたい。

あらかじめ、私たちが行った調査の概要と留意点を述 この調査は、(株)日経リサーチの協力を 昨年三月二十日から二十六日にかけて、二十歳か ら六十九歳までの約五○○○人の回答者に対してインタ ーネットを通して実施された。五〇〇〇人というサンプ ル規模は、この種の学術調査としては異例に大きいが、 それは、以下で順次解説していくように、私たちの調査

ズムを様々な角度から解明すること に取り組んでいる。サーベィ実験と は、大規模な世論調査に実験的要素 を組み込むことで、人々の行動や態 度に違いを生じさせる要因を特定し

JRON 201

#### 全国紙の「ヘイトスピーチ」に 読売新聞 朝日新聞 ついての報道の推移 300 250 150 100 50

記事数

智生

日本においてヘイト 10°

図1は、『読売新 期』と『朝日新聞』 のそれぞれの記事検 索に基づいて、二〇 〇〇年から一八年ま で、この言葉が紙面 に登場した記事の数 の推移を表したもの

日本に存在しなかった可能性を示唆している。加えて、 スピーチという言葉 が一般に普及するよ らになったのは、極 めて最近のことであ

このことに関連して、現代日本のヘイトスピーチをめ ぐる問題を考える上では、そもそもヘイトスピーチとい ふ概念がどれほど一般の人々の間で定着しているのかと いう点に注意を向けなければならない。前記の内閣府の

である。少なくともこの二つの全国紙を通して見る限り、 一二年以前の日本ではヘイトスピーチという言葉がほと

んど使われていなかったことがわかる。国連の社会権規 約委員会が日本に対し改善要求を行ったことが大きく報

じられたのは一三年(五月二十一日)であった。それ以

降、日本は継続的に国際社会からの批判を受け、マスメ

ディアも国内で起こるヘイトデモや街官活動などを取り 上げるようになっていった。図1は、そうした動向を反

映して、ヘイトスピーチへの言及が一三年以降、一気に

ではサンプル全体をいくつかに分割し、それぞれ文言を 一部変えた質問に回答してもらうという実験デザインを 咲ったことにより、分割された(サブ) サンプルごとの 統計的分析が可能となる十分な回答数を確保する必要が あったからである。ただ、調査がウェブ上で行われる限 り、どれほど多くの回答者から協力を得られたとしても、 サンプルの代表性を担保すること、すなわら国民全体の 縮図となるような形で回答者を抽出することはできない。 この調査では、性別と年齢、さらに居住地域については 以上の高齢者は含まれておらず、また、いうまでもない が、回答者はインターネットにアクセスできる方々に限 られていた。しかし、この点に留意しつつも、ヘイトス ピーチ問題に焦点を絞った大規模な世論調査がほかに実 施されたことがないことに鑑みて、私たちの調査は、現 代日本において人々がヘイトスピーチに関して持つ態度 や意見について貴重なデータを提供すると考える。以下、 そのデータを分析することから得られる示唆を、四つの 節に整理して提示していく。

#### ー. 概念は定権しているか

日本人がヘイトスピーチに対していかなる認識や態度

調査では、ヘイトスピーチがどのような言動を意味する

かは、自明である、もしくは回答者に等しく認識されて いる、という前提に立って、「知っているか」という質

問がなされていた。しかし、この前提は妥当であろうか。

のまま用いられているのは、当てはまる概念がもともと

言うまでもなく、「ヘイトスピーチ」は、英語のhate speechのカタカナ読みである。このように外来語がそ

年に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」が知 られている。しかし、そこでは他の様々な人権問題と並 ぶ項目の一つとしてヘイトスピーチが取り上げられたに すぎず、ヘイトスピーチ問題に特化して多くの質問が用 意されていたわけではなかった。また、この内閣府の調 査については、「ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街 宣活動等を知っているか」との質問に、半数を超える五 七パーセントの人々が「知っている」と答えたことが当 **诗話題となったが、自己申告に基づくこうした回答の信 順性には疑問が付されるべきであろう。 極端なことをい** えば、本人がヘイトスピーチを「知っている(知らない)」 と回答しても、実際は特定のマイノリティに対して差別 や暴力を煽る表現を見聞きした経験がない(ある)とい う場合も想定できるからである。

を持っているのか、またヘイトスピーチを公的に規制す

ることについてどんな意見を持っているのか、というこ

ヘイトスピーチに関する世論調査としては、二〇一七

とは、今日までのところ、ほとんどわかっていない。

増加した様子を映し出している。 ヘイトスピーチという言葉の外来性および新規性を考 慮すると、概念としてのヘイトスピーチ、すなわち、ヘ イトスピーチと言って(聞いて)何を意味しようとする のか(思い浮かべるのか)は、安定しておらず、人によ って、また同じ人でも時と場合によって、かなりの幅や バリエーションがありろると考える方が妥当であろう。 そうした認識のばらつき自体をデータで確認することも 重要であるが、解明すべきは、それがヘイトスピーチを

そこで、私たちが実施した調査では、規制への賛否を 訊ねる質問として、(後述するようにマイノリティ集団を

らな影響を与えるかという点である。

規制すべきかすべきでないかという人々の判断にどのよ

の差を生んでいる、とみなせることになる。 回答が著しく異なるのであれば、それは文言の違いがそも、平均的な回答は同じになるはずである。逆に、もし影響を及ぼさないのであれば、どれで訊ねられたとして当てられるように設計した。もし文言の違いがまったく用意し、個々の回答者はそのどれか一つに無作為に割り意識させた上で)以下に示す四つの異なるパージョンを

ますかきだと思いますか、それとも規制すべきではないと思いの侮辱的な表現を使うことに対して、政府は規制をすべ

制すべきではないと思いますかして、政府は規制をすべきだと思いますか、それとも規の侮辱的な表現や暴力を煽るような言葉を使うことに対

すべきではないと思いますかて、政府は規制をすべきだと思いますか、それとも規制の侮辱的な表現であるヘイトスピーチを使うことに対し

思いますか、それとも規制すべきではないと思いますかスピーチを使うことに対して、政府は規制をすべきだと⑤ 侮辱的な表現や暴力を煽るような言葉であるヘイト

ご覧の通り、これらの質問文は二つの次元によって区

動であるということを、より強く想起させる効果はあるすりだろうか。するるということを、より強く想起させる効果はあるて様々なイメージを持つ可能性がある。では、その「ヘケである。先述した通り、人々はヘイトスピーチについ方が、強くなるのだろうか。第二の次元は、「ヘイトスが言及される場合よりも、「暴力」が追加される場合のった、あからさまに暴力を煽る言葉が見られる。果たしった、あからさまに暴力を煽る言葉が見られる。果たしする侮辱的な表現だけでなく、「死ね」や「殺せ」というトリデモやネット上での書き込みには、単に差別を助長というフレーズの有無である。周知のように、今日のヘルとがつから、第一の次元は、「暴力を煽るような言葉」

①よりも③、また②よりも④、③よりも④の方が、回答並べて表示したものである。この図からは、①よりも③、との回答の平均値(および九五パーセントの信頼区間)を四つのバージョンに割り当てられた(サブ)サンプルごらは、その結果をまとめたものである。まず図2aは、点)までの七段階から選んでもらった。図2のa、b、でない」(○点)から「徹底的に規制すべきである」(6質問に対する回答は、共通して「まったく規制すべき

ど小さいようにも見える。もっとも、その差はどれも(統計的に)区別できないほ者が平均してより強い規制を求めることが見てとれる。

に誘発する効果があるとはいえない。これに対して、図という文言の追加が、より強い規制を求める態度を入々こ本の線の重なりが多いので、「暴力を煽るような言葉」果を検証しているが、それによれば、(信頼区間を表す)味深いパターンが浮かび上がる。まず図2bは前者の効とは場合の効果とを、それぞれ集計して測り直すと、興させた場合の効果と「ヘイトスピーチ」へ明示的に言及させた場合の効果と「ヘイトスピーチ」へ関示的に言及

規制を求めるようになる傾向が明確に見てとれる。がある場合の方が、ない場合に比べて、人々がより強い26の「ヘイトスピーチ」の有無については、この言葉

ついての態度に特段の違いは生まれないはずだからであスピーチという言葉への言及があったとしても、規制にでに定着し、その意味も内面化され自明ならば、ヘイト物語っているように、私たちには思える。もしそれがすーチ」という概念が日本人の間で定着していないことをも)変わる、というこの実験結果は、まだ「ヘイトスピか呼ばないかの違いだけで、人々の態度が(若干ながら同じ状況を描写しているのに、ヘイトスピーチと呼ぶ

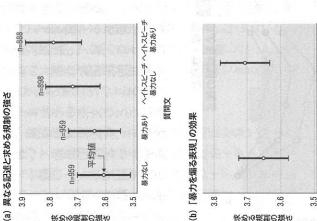
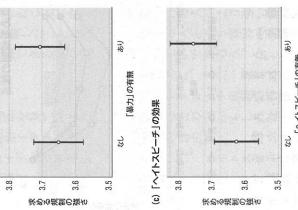


図2 質問の違いと求める規制の強さ

)RON 2019

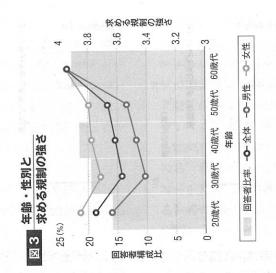


蒙活動を推進したりを是正するための啓たり、そうした言動対する規制を強化しな煽るような表現に 伸辱的な言葉や暴力 連要な政策的示唆が を製返せば、一つのを裏返せば、一つのし、このこと 点についても考慮する必要がある点についても考慮する必要がある薄薬するに当たっては、こうした登場しない。新たな国民的規範を称にも、またその条文のどこにも、である。現行の対策法は、正式名ことにおいて効果的だという示唆ぶ方が、一般の人々の賛同を得るきと上では、明示的に「ヘイトス

#### 2.強い規制を望むのは誰か

して寛容な態度を取るのか。裏返していえば、どのような人が、ヘイトスピーチに対え一様ではない。どのような人が強い規制を望むのか。日本人のヘイトスピーチ規制に対する態度は、もちろ

い。なお、本節とそれ以降の分析では、前記の質問バーを取り上げて、大まかな相関パターンを紹介していきたした。そこで、本節では、それらの中から代表的な項目もしれない個人的属性に関して、多くの質問項目を用意私たちが行った調査では、態度形成に影響を与えるか



る。まれるべきだと考えるからであなれるできれるべきだと考えるからであな言葉」が中核的要素として含スピーチには「暴力を煽るよう私たち自身の定義では、ヘイトることをお断りする。その理由は、てられた回答者のみを対象とすジョンでいうと②と④に割り当

#### 【年齢と性別】

う。図3は、一○蔵刻みでサンどのように異なるかを見ていこへイトスピーチに対する態度が最初に、年齢と性別によって

レンドを、それぞれ表している。の折れ線は、全体のトレンドに加えて、その男女別のト対する回答の平均値をグラフで表したものである。三本プルを分けて、政府が規制すべきかどうかという質問に

らに、男性に比べて、女性は年齢ごとのぶれが少ないこくイトスピーチに対して不寛容だということである。さとに対して積極的であること、言い換えれば女性の方が女性の方が男性に比べて、ヘイトスピーチを規制するここの図からまず明らかなのは、どの年齢層をとっても、

的に増えている。がるにつれて、より強く規制すべきだと考える人が段階とも見てとれる。一方、男性は、三十歳代から年齢が上

5) 独特の社会化過程が起こったとも想像できるが、現後らの成長段階に(他の世代の日本人が経験したことのな感な十代もしくは二十代前半に過ごしていたことになる。年以降であり、二十歳代の人々はちょうどその時代を多らない。前節で述べた通り、そもそもヘイトスピーチときな断絶が見られるのかは、私たちの調査からではわかきな断絶が見られるのかは、私たちの調査からではわかたの人々であるが、なぜ二十歳代と三十歳代との問に大て二十歳代の回答の平均値は、六十歳代についで二番目の3で特に興味深いのは、二十歳代の人々の態度である。女性も男性も、望ましいと思う規制のレベルに関しる。女性も男性も、望ましいと思う規制のレベルに関し

#### 【イデャロギー】

た。正確な文言は以下の通りである。置をどのように認識しているかを、質問項目として含めに関する質問、すなわち回答者が自身のイデオロギー位私たちは、この種の調査では標準的な政治イデオロギー次に、規制態度とイデオロギーとの関係を見てみよう。

りからいまでの数字からお選びください。とすると、あなたの政治的立場は、どこにあたりますか。派リベラルな立場をの、もっとも右派保守的な立場を2ったるつの言葉で表現することがあります。もっとも左るいは「右派」と「左派」などといったように、対にな異なる政治的立場を表す時、「保守」と「リベラル」、あまなる政治的立場を表す時、「保守」と「リベラル」、あ

ていることの方かもしれない。なくイトスピーチ規制についての態度の規定要因となっまで強力に、また一貫して、一般的なイデオロギー認識いってよいであろう。むしろ驚くべきなのは、これほど自認する人がより寛容であるという結果は、予想通りと位置づける人がより強い規制を求め、逆に右派や保守を線を描いている。自分自身を政治的な左派やリベラルとると、求める規制のレベルが、ほぼ一貫した右下がりのれに当てはまる回答の平均値を表示している。これを見図4は、この口点尺度に沿った回答者の分布とそれぞ

#### 【表現の自由】

周知の通り、ヘイトスピーチ規制への反対論の核心には、由を重視する態度とどう関わっているかを検討しよう。もう一つ、ヘイトスピーチ規制への賛否が、表現の自

なわり、表現の自由が重要な価値であることを(実験刺 敗によって) 想起させた上で訊ねると、人々のヘイトス ピーチ規制への姿勢がより消極的になるのである。これ らの研究では、規制を求める態度を強化するのは、(自 由と対抗関係にある)平等の価値の重要性であることも、 併せて報告されている。 さて、こうした原則論や先行研究の蓄積からすると衝 則として理解されている、という解釈であろう。すなわ ち、ヘイトスピーチの対象となった人々が恐怖や同謂圧 力のもとで沈黙を強いられることに対して、表現の自由 が保障されることの重要性を訴えている、という解釈で ある。しかし、残念ながら、私たちの調査から、この推 測を実証的に裏付ける根拠は提供できない。 いずれにせよ、ここで明らかになった傾向が日本人に 特有の態度形成のメカニズムであるかどうかは、極めて 重要な論点であると思われる。かつて、現行の対策法成

表現の自由の保障という原則があ

る。特にアメリカでは、自由主義

的もしくはリバタリアン的な思想

家たちを中心に、国家が公権力を

行使して個人の自由を侵害するこ

とに対する警戒感が非常に強い。

彼らは、たとえへイトスピーチを

規制することに意義を見出せると

しても、その名のもとに本来流通

すべき言論や表現にまで政府の介

入が及ぶことを懸念するのである。

ると、一般の人々の間でも、表現

欧米の心理学者たちの研究によ

の自由をどれくらい重要だと思うかがヘイトスピーチを

めぐる態度形成に影響を及ぼすことが示されている。す

立の前後に、一部の識者たち、と りわけ憲法学者たちは、先の原則 論に則り、ヘイトスピーチを政府 が規制することに慎重な意見を表 明していた。しかし、今回の調査 ではこの原則論が人々の態度形成 にまったく反映されていないこと が明らかになったのである。実は、 筆者の一人(河野)は一六年にも、 今回の調査のパイロット阪と位置 づけられるプレ調査をやはりウェ ブ上で行ったが、その際にもまっ

たく同様の正の相関が見られた。

政治イデオロギーと求める規制の強さ 4.5 (右派/保守) 9 ◆ 求める規制の強さ 4 6 イデオロギー 回答者比率 2 右派/リベルル) 0 (%) 40 9 20

求める規制の強さ <u>図</u> 4 回答者構成比

4点尺度に対応する回答者の分 布と求める規制の強さの平均値 とを合わせて表示したものである。ご覧の通り、この図 では、右上がりの線がきれいに描かれている。つまり、 日本では、表現の自由を重要だと思う人ほど、政府に強 い規制を求める傾向があるのである。

撃的であるが、私たちの調査結

果によれば、日本においてはま

ったく逆の関係が浮き彫りとな

った。表現の自由の重要性につ

すべきである」という意見に対

する賛否として、回答者に「強

く区対一「やや区対一「やや賛成一

「強く賛成」の四つの選択肢から

選んでもらった。図らは、この

「政府は、あらゆる場合

言論・表現の自由を保障

なぜ日本では、表現の自由の重要性とヘイトスピーチ 規制への支持とが、対抗関係にあるどころか、正に相関 するという結果が見られるのだろうか。一つの可能性と して考えられるのは、表現の自由が、ヘイトスピーチを する側ではなく、ヘイトスピーチをされる側のための原

今後は、代表性のあるサンプルに基づく、さらに正確で 詳しい検証が待ち望まれる。

#### co. 対象はどの集団か

日本のヘイトスピーチ対策法は、その正式名称からも わかる通り、外国人、とりわけ在日コリアンに対する差 別的言動だけを念頭において作られている。しかし、へ イトスピーチが向けられる可能性のある対象が「本邦外 出身者」に限定されると考えるべき理由はない。例えば

> LGBT(同性愛者や心の性別と 体の性別とが一致しない人など)、 障害者、老人、特定の宗教信仰者、 特定の政党支持者など、他にも たくさんのマイノリティグルー プが対象として該当する可能性 がある。この問題を、われわれ はどう考えていくべきだろうか。

ヘイトスピーチに対する公的 な対策が特定の集団を対象にし ているのは、実は、日本だけで はない。最近の国際比較研究では、 世界各国の規制のあり方が、規

求める規制の強さ 3.8 3.4 3.2 表現の自由と求める規制の強さ 強く賛成 ◆ 求める規制の強さ 表現の自由はあらゆる場合に重要か」 強く反対やや反対やや替成 回答者比率 50 (%) 区 区 0 40 30 20 回答者構成比

175

SE

监

ション創出

**労更交渉・労使協議の手引き** 

や経営環境に関する諸データ、多様な人材の活説する実務書。今次春季労使交渉・協議の特色 羅推進に向けた企業事例等を収録

w.keidanren-jigyöservice.or.jt 03-6741-0043 経団連事業サ·

ド文を提示され、次に《ここで在日コリアンとは、日本 ていたりそうした人々の子孫である特別永任者を含む) 質問がなされたあと、最後に7点尺度の政府規制に関す いて同います。あなたは、在日コリアンに対して侮辱的 2019年版

そこで例えば、在日コリアンを対象とし、暴力という フレーズとヘイトスピーチというラベルの両方を伴うグ ループに割り当てられた回答者に対する調査は、実際に は以下のような手順で進められた。回答者はまず《現在 の日本には、一部の地域やインターネット上に、在日コ リアンに向けられたヘイトスピーチ、すなわら侮辱的な 言葉や暴力を煽るような言葉が見られます》というリー に在留する韓国・朝鮮籍外国人(戦前から日本に居住し の人たちを指します》との説明が加えられ、いくつかの る質問、すなわち《政府はどのように対応すべきかにつ

いて、在日コリアンに対する差別や言葉の暴力に対して **寛容的な態度が多く見受けられるとしても、それがどれ** ほど深刻かという評価を下すためには、どうしても比較

点では分析から除外してある)。

れ、現在置かれている独自の国際状況や政治状況が反映 されていても、何ら不思議ではないであろう。

削される言動の定義 や禁止・罰則の強制 性に加えて、どのよ らな集団を対象とし た規制となっている か、という点におい ても、千差万別であ ることが明らかにさ れている。各国で実 際に施行されている ヘイトスピーチ規制 に、その国の歴史的

発展の経緯が刻印さ

求める規制の強さに 3.6 3.4 9 **求める規制の強さ** (a) しかしながら、原理的には、あるマイノリティに向け られるヘイトスピーチについての態度形成を、その集団 以外に向けられるヘイトスピーチについての態度形成か ら独立して捉えるべきではない。例えば、今の日本にお

磨害暑 対象となる集団が及ぼす効果 マイノリディ 在日コリアン

(2018年調査

障害者 在日ブラジル人 (2016年調査) LGBT 在日コリアン 3.9 3.7 **求める規制の強さ** (P)

では、(先述の①から④のフレーズの前段に)へイトスピ

ーチが向けられる対象としていくつかのバージョンを用

意し、違う集団を想起させることで規制に対する態度に

違いが見られるかどうかを検証した。具体的には、「在

日コリアン」と「障害者」と明示したものと「マイノリ

ティ」としたものの三つの対象カテゴリーを用意し、回

答者を無作為に割り当てた(実は対象を特定せず前段部分

を空白のままにした第四のバージョンも用意したが、なんら

かの集団を意識させた場合との比較が難しいと判断し、現時

な表現や暴力を煽るような言葉であるヘイトスピーチを

使うことに対して、政府は規制をすべきだと思いますか、

それとも規制すべきではないと思いますか》という質問

図5aは、異なる対象ごとに、求める規制の強さの平

均値(および九五パーセントの信頼区間)を並べて表示し

たものである。この図によると、在日コリアンがヘイト スピーチの対象にされた場合と、障害者が対象にされた

場合とでは、人々が望ましいと考える規制の強さに著し

い違いがあることがわかる。言い換えれば、人々は在日

コリアンへの差別や言葉の暴力に対しては、障害者への

差別や言葉の暴力に対してよりも質容であることが明ら

かである。参考までに、図らりも掲げておこう。これは、

今回ではなく先述の一六年に行ったプレ調査の際の結果

に基づき、在日コリアンと障害者だけでなく、LGBT

がなされたのである。

対象が必要となる。ま た、人々の関心や政府 の対策が特定のグルー プヘのヘイトスピーチ に集中することで、他 にも同じように探刻な 差別や言葉の暴力が存 在しているにもかかわ らず、その救済が置き 去りにされることがあ ってはならないだろう。 こうした問題意識に 基づき、私たちの調査

176 April 2019 CHUOKORON

へ仆スピーチ規制への賛否はどう決まるのか

177

즲

経団連

定価540円 (本体500円) I ന്

411 掛

日本輿船会長 旭化成社長 王子ホールディングス会長 リクルートワークス研究所主任研究員 (同会) 專務理事

H 攤 素三 心里 **彬** 器 **剉攤** 清清 中村 天江 版田 哲史

愛വ県経営者協会会長 一橋大学経営管理研究科教授 **沙智院大学** 庭海学 部数 函

**体型里学生** 四難 温画 每围 太郎 伊山 量量

最寄りの書店 またはインターネットから http://www.keidanren-jigyoservice.or.jp 個翻載サービのチーレー・ディキュシスペスペス。 日本経済団体連合会 編集·発行 購読申込

と在日ブラジル人というカテゴリーも加えた比較である。 このプレ調査でも、在日コリアンがヘイトスピーチの対 象である場合、求める規制の強さが群を抜いて低くなっ ていることが見て取れる。

こうした結果は、現代日本におけるヘイトスピーチ問 題が、特に在日コリアンに向けられた差別と言葉の暴力 の問題として先鋭的に表出する背景を浮き彫りにしてい るように思われる。その意味では、現行の対策法が「本 邦外出身者」を特別扱いするかのように制定されたのは、 当を得ていたといえるかもしれない。

しかし、この調査結果を、まったく逆に読み取ること も可能であろう。すなわち、現行法が、在日コリアンに 向けられたヘイトスピーチの状況を改善するために設け られたにもかかわらず、少なくとも今日の時点では、依 然としてその状況は改善されていない、というようにで ある。本稿の冒頭で述べた通り、まさに日本が新しい国 民的な規範を形成していく途上にあることが、裏付けら れているのである。

#### 4. 何が規制を正当化するのか

最後に、J・ウォルドロンという研究者による古典的 な問題毘担を紹介し、それに触発されて私たちが行った

感を奪うことであり、ひいては秩序ある社会という<br />
会共 財を破壊する、というのである。

ウォルドロンの議論に対しては、不快を与えることと 尊厳を傷つけることとの区別に意味があるのかという疑 問、さらにはそもそもそのような区別はできないという 批判が投げかけられている。しかし、人々の認識の中で、 この二つの影響が区別されているかどうかは、データに よって検証できるし、また検証されるべきだ、と私たち は考えた。

そとで、昨年行った調査では、望ましい規制の強さを 訊ねる質問の前に、次の二つの質問を挿入しておいた。 すなわら、侮辱的な表現や暴力を煽るような言葉「であ るヘイトスピーチ」は、「相手の人たちを不快にさせる と思いますか、それとも不快にさせないと思いますか一 という質問と、「相手の人たちの尊厳を傷つけると思い

することは、そうした地位の享受からもたらされる安心 ますか、傷つけないと思いますか」という質問である (正確には、この二つの質問の順番は、一方が他方に影響を 及ぼすかもしれないことを考慮し、ランダムに入れ替える制 御も施した)。図7a、bは、この二つの質問に対する 回答が、政府規制に対する賛否と関連があるかどうかを、 障害者と在日コリアンを念頭に置くようにそれぞれ割り 当てられた(サブ)サンプルごとに、統計的手法を用い

分析の結果を報告して、本稿を閉じることにしたい。ウ

ォルドロンは、多くの憲法学者や政治哲学者が表現の自

由を盾にしてヘイトスピーチ規制に反対を唱える中、

『ヘイト・スピーチという危害』(谷澤正嗣・川岸令和訳、

みすず書房、二〇一五年)を著し、アメリカにおいて規

彼はまず、ヘイトスピーチが及ぼす影響として、相手

を不快にさせることと、相手の「尊厳」を傷つけること

とが区別されるべきだという前提に立つ。そして、「人々 が不快な思いをさせられるのを防ぐことが、ヘイト・ス

ピーチを制限する法律の狙いであるべきだとは、私は考

えない」(一二五頁)と明言する。政治的主張であれ、

宗教のような特定の価値観への批判であれ、個人が意見

を表明することは、たとえ当事者を不快にさせることが

あっても、許されなければならない、というのである。 他方、ウォルドロンは、人々の尊厳の保護こそ、ヘイト

スピーチ規制を正当化する根拠であると強調する。ここ

で、尊厳とは、「人々が暮らす共同体の中で誰とでも平

等なものとしての彼らの地位、基本的正義への彼らの権

退、彼らの評価に関する根本的な事柄」(一二五頁)で あると定義される。権利を持つ市民としての地位を否定

削を擁護する論陣を張ったことで知られている。

この図に示した通り、障害者については、不快を与え ると考えることに端を発する因果経路も、また尊厳を傷 つけると考えることに端を発する因果経路も、どちらも 政府規制への態度に影響を与えている。これに対して、 在日コリアンがヘイトスピーチの対象として割り当てら れたサンプルでは、後者の因果経路は有効であるが、前

て検証した結果である(頃雑さを避けるため、鍵となる推

定結果を示す因果経路の図として簡略化してある)。

H650

C

# 大手町アカデミア

次回予告

Ш **4** 4 ₹

析書大賞受賞記念講座

兵士の目線で戦場を

M

民

吉田 裕氏 [一橋大学大学院特任教授]

ラーになっています。 兵士の目線で戦場を見ることで、

田格氏

者は影響を与えて 545°

より強い規制に賛成

XO

尊厳を傷つける?

在日コリアンのパス図

(P)

不快にさせる?

Yes

ーチにより強い規制を求める心的根拠となっているので

下快を与えることと尊厳を傷つけること。この抽象的 な区別を、一般の人々はあたかも肌で感じるかのように、

より強い規制に賛成

0 0

不快にさせる?

Yes

障害者のパス図

(a)

尊厳を傷つける?

対象集団ごとの因果経路

不快か、尊厳か

**Z** 

ある。

この結果は、在 日コリアンを取り 巻くヘイトスピー チ環境の厳しさを、 また別の角度から 照射する証拠であ るともとれる。下 **央の因果経路が有** 

Yes 効でないというこ とは、人々はたと えヘイトスピーチ が相手に不快を与えると認識していたとしても、それゆ えに政府の規制を強く求めるというようには動機づけさ れないことを意味している。しかし、尊厳の因果経路は、 有効に働いている。つまり、在日コリアンについても、 相手の尊厳を傷つけるという認識は、人々がヘイトスピ

内面化しているのではなかろうか。前記の分析結果は、 ウォルドロンの主張通りに、ヘイトスピーチを公的に規 あるいはそうした規制への 削することの根拠としては、 支持を訴える際には、 尊厳の重要性がその中核に据えら れるべきことを示唆しているように思えるのである。

[#]

参考までに、他のバージョンでは、上記の「在日コリアン」の部分を「障 害者」「マイノリティ」に差し替え、定義として、《ここで障害者とは、身 知的障害、あるいは精神障害のある人のことを指します。》、《ここ ノリティとは、宗教、政治的信条、心身の障害、性的指向などによ って、他の人々と区別される少数派グループに属する人々を指します》と それぞれ表示した。

[無點]

本稿は、科研費(基盤研究日)「日本におけるヘイトスピーチの心的基礎 と法規範形成の研究」(課題番号17KT0005)の支援に基づく研究の成果で ある。川岸令和氏と金慧氏から頂いたコメント、さらに鈴木淳平氏がデー タ分析と図表作りで多大な貢献をしてくれたことに、 謝意を表する。

## 大手町アカデミア一好評開

「新書大賞2019」で大賞を受賞した 『日本軍兵士――アジア・太平洋戦争の 現実』(中公新書)の著者、吉田裕氏の 受賞記念講座です。同書はアジア・太平 洋賞特別賞も受賞するなど各方面から高 く評価されており、二〇万部のベストセ

と語られる日本兵たちが特異な軍事思想 庚惨な体験を強いられた現実を伝 特に敗色慶享になった時期以降 のアジア・太平洋戦争の実態とは? 常に高い餓死率、三〇万人を超えた毎段 戦場での自殺、特攻、劣悪化してい く補充兵、靴に鮫皮まで使用した物資欠 M......°

また、『この世界の片隅に』『ペリリュ ー』のような戦争を描いた近年話題の漫 面作品に触れながら、戦持下の日常生活 についてもお伝えします。

#### 朱祿拖莊俄

「新書大賞2019」の結果を掲載した『中央 公論。3月号を1冊ずつ配布いたします。

外部サービス「Peatix」のアカウント登録が必要です。 \*内容は、予告なく変更になる場合があります お申し込みの際は、

(東京都千代田区大手町 1-7-1)

新聞教室

会場は読売新聞ビル3階

https://otemachiacademia.peatix.com